

Stand UP!!!! NO.50

2018年4月18日

発行責任者 佐久間 晃史

編集責任者 情 直 部

更衣時間は労働時間だ!!未払い賃金の是正を求める 更衣時間プロジェクト集会開催!

2018年4月7日に大阪・PLP館にて「更衣時間は労働時間だ!!未払い賃金の是正を求める更衣時間プロジェクト集会」を開催し、貨物労組から11名が参加しました。

今集会ではJR西労青年部が一人ひとりの主体的な行動で労基署に出向き、更衣時間を労働時間にするように求めてきた運動の教訓を学ぶ事が出来ました。

参加した青年部員からは「更衣時間が労働時間だと知っている人は少ないのでは」「貨物労組としても自分たちで運動を創っていきたい」と、JR西労青年部の闘いに刺激を受けた意見が出されました。



私たちの権利を主張しよう!

(事業主のみならずへ)

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン

平成29年1月20日、労働時間の適正な把握のための使用者向けの新たなガイドラインを策定しました。

ガイドラインの主なポイント

- 使用者には労働時間を適正に把握する責務があること

【労働時間の考え方】

- 労働時間とは使用者の指揮命令下に置かれている時間であり、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たること
- 例えば、参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っている時間は労働時間に該当すること

【労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置】

- 使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること
 - (1) 原則的な方法
 - ・ 使用者が、自ら確認することにより確認すること
 - ・ タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること
 - (2) やむを得ず自己申告制で労働時間を把握する場合
 - ① 自己申告を行う労働者や、労働時間を管理する者に対しても自己申告制の適正な運用等ガイドラインに基づく措置等について、十分な説明を行うこと
 - ② 自己申告により把握した労働時間と、入退場記録やパソコンの使用時間等から把握した存在時間との間に著しい乖離がある場合には実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること
 - ③ 使用者は労働者が自己申告できる時間数の上限を設ける等適正な自己申告を阻害する措置を設けてはならないこと。さらに36協定の延長することができる時間数を超過して労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、労働者等において慣習的に行われていないか確認すること
- 賃金台帳の適正な調整
使用者は、労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入しなければならないこと

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

JR西労青年部の闘いによって、JR西日本のある職場では労基署から是正勧告が出されましたが、不可解な事に是正勧告が撤回となっているのが現在の状況です。しかし、JR西日本では是正勧告が撤回されたにも関わらず、他会社では更衣時間が労働時間になっていない事については是正勧告が出され、過去二年間に遡って未払い賃金の支払いも発生しています。この差は何なのでしょう？

更衣時間の他にも普段の業務の中で何気なくしていることが実は賃金が発生しています！労働者の権利をしっかりと学んで、より良い職場環境を創り出すために青年部から行動していこう！

「労働時間」について明記されているので読んでみよう!

厚生労働省が発行したガイドライン

JR貨物労組青年部